

福祉施設に関するまちづくり施設の考え方

施設名	別定めるその他これに類する施設に記載されてる名称 (括弧書きは、社会福祉法62条1項に規定する施設)	根拠条文	まちづくり施設条例規則別表1	
			1号 ●社会福祉施設 ○類する施設	その他
児童福祉施設		児童福祉法	第7条第1項	
助産施設	同左	児童福祉法	第36条	○
乳児院	(社会福祉法第2条第2項第2号)	児童福祉法	第37条	●
母子生活支援施設	(社会福祉法第2条第2項第2号)	児童福祉法	第38条	●
保育所	同左	児童福祉法	第39条第1項	○
幼保連携型認定こども園	同左	児童福祉法	第39条の2第1項	○
児童厚生施設	同左	児童福祉法	第40条	○
児童養護施設	(社会福祉法第2条第2項第2号)	児童福祉法	第41条	●
障害児入所施設	(社会福祉法第2条第2項第2号)	児童福祉法	第42条	●
児童発達支援センター	—	児童福祉法	第43条	○
児童心理治療施設	(社会福祉法第2条第2項第2号)	児童福祉法	第43条の2	●
児童自立支援施設	(社会福祉法第2条第2項第2号)	児童福祉法	第44条	●
児童家庭支援センター	—	児童福祉法	第44条の2	
身体障害者社会参加支援施設		身体障害者福祉法	第5条第1項	
身体障害者福祉センター	同左	身体障害者福祉法	第31条	○
補装具製作施設	同左	身体障害者福祉法	第32条	○
盲導犬訓練施設	同左	身体障害者福祉法	第33条	○
視聴覚障害者情報提供施設	同左	身体障害者福祉法	第34条	○
保護施設		生活保護法	第38条第1項	
救護施設	(社会福祉法第2条第2項第1号)	生活保護法	第38条第1項第1号	●
更生施設	(社会福祉法第2条第2項第1号)	生活保護法	第38条第1項第2号	●
医療保護施設	—	生活保護法	第38条第1項第3号	7号
宿所提供施設	—	生活保護法	第38条第1項第5号	18号
授産施設				
保護授産施設	(社会福祉法第2条第2項第7号)	生活保護法	第38条第1項第4号	●
社会事業授産施設	(社会福祉法第2条第2項第7号)	社会福祉法	第2条第2項第7号	●
隣保館	—	社会福祉法	第2条第3項第11号	9号
婦人保護施設	(社会福祉法第2条第2項第6号)	売春防止法	第36条	●
母子・父子福祉施設		母子及び父子並びに寡婦福祉法	第38条	
母子・父子福祉センター	左記	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第39条第1項第1号	○
母子・父子休養ホーム	—	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第39条第1項第2号	19号
母子健康包括支援センター	—	母子保健法	第22条第2項	19号
障害者福祉施設				
障害者支援施設(入所)	(社会福祉法第2条第2項第4号)	障害者総合支援法	第5条第11項	●
障害福祉サービス事業を行う施設(通所) <療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業を行うものに限る)を行う施設>	左記	障害者総合支援法	第5条第1項	○
障害児通所支援事業を行う施設(通所) <児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス>	左記	児童福祉法	第6条の2の2	○
地域活動支援センター	左記	障害者総合支援法	第5条第27項	○
福祉ホーム	左記	障害者総合支援法	第5条第28項	○
老人福祉施設		老人福祉法	第5条の3	
老人デイサービスセンター	老人福祉施設(通所介護事業を行う施設を含む)	老人福祉法	第20条の2の2	○
老人短期入所施設	老人福祉施設(短期入所生活介護事業を行う施設を含む)	老人福祉法	第20条の3	○
養護老人ホーム	(社会福祉法第2条第2項第3号)	老人福祉法	第20条の4	●
特別養護老人ホーム	(社会福祉法第2条第2項第3号)	老人福祉法	第20条の5	●
軽費老人ホーム	(社会福祉法第2条第2項第3号)	老人福祉法	第20条の6	●
老人福祉センター	左記	老人福祉法	第20条の7	○
老人介護支援センター	左記	老人福祉法	第20条の7の2	○
有料老人ホーム	左記	老人福祉法	第29条第1項	○
介護保険施設		介護保険法	第8条	
※ 特定施設入居者生活介護を行う施設		介護保険法	第8条第11項	
有料養護経費適合高専賃	有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号)			○
有料養護経費適合高専賃	(社会福祉法第2条第2項第3号)			●
有料養護経費適合高専賃	—			●
※ 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設		介護保険法	第8条第21項	
入所者定員29人以下 有料養護経費適合高専賃	有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号)			○
入所者定員29人以下 有料養護経費適合高専賃	(社会福祉法第2条第2項第3号)			●
入所者定員29人以下 有料養護経費適合高専賃	—			●
※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設(入所者定員29人以下の特養)	(社会福祉法第2条第2項第3号)	介護保険法	第8条第22項	●
介護老人福祉施設	(社会福祉法第2条第2項第3号)	介護保険法	第8条第27項 (老人福祉法第20条の5)	●
介護療養型医療施設	左記	【旧】介護保険法	第8条第26項	○
介護医療院	左記	介護保険法	第8条第29項	○
介護老人保健施設	左記	介護保険法	第8条第28項	○
その他				
地域障害者職業センター	—	障害者の雇用の促進等に関する法律	第19条第1項第3号	19号
障害者就業・生活支援センター	—	障害者の雇用の促進等に関する法律	第27条	19号
共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業を行うものを除く)を行う施設	左記	障害者総合支援法	第5条第1項	18号
放課後児童健全育成事業を行う施設	左記	児童福祉法	第6条の3第2項第2号	○
子育て短期支援事業を行う施設	左記	児童福祉法	第6条の3第2項第3号	○
地域子育て支援拠点事業を行う施設	左記	児童福祉法	第6条の3第2項第6号	○
一時預かり事業を行う施設	左記	児童福祉法	第6条の3第2項第7号	○
小規模保育事業を行う施設	左記	児童福祉法	第6条の3第2項第10号	○
病児保育事業を行う施設	左記	児童福祉法	第6条の3第2項第13号	○
子育て援助活動支援事業を行う施設	左記	児童福祉法	第6条の3第2項第14号	19号
発達障害者支援センター	左記	発達障害者支援法	第14条第1項	○
通所介護を行う施設	老人福祉施設(通所介護事業を行う施設を含む)	介護保険法	第8条第7項	○
※ 小規模多機能型居宅介護を行う施設	老人居宅生活支援事業(小規模多機能型居宅介護)	介護保険法	第8条第19条	○
※ 認知症対応型共同生活介護を行う施設	老人居宅生活支援事業(認知症対応型共同生活介護)	介護保険法	第8条第20項	○
※ 通所リハビリテーションを行う施設	左記	介護保険法	第8条第8項	○
※ 短期入所生活介護を行う施設	老人福祉施設(短期入所生活介護事業を行う施設を含む)	介護保険法	第8条第9項	○
※ 短期入所療養介護を行う施設	左記	介護保険法	第8条第10項	○
※ 認知症対応型通所介護を行う老人福祉施設	老人福祉施設(認知症対応型通所介護事業を行う施設を含む)	介護保険法	第8条第18項	○

※ それぞれ介護予防事業を行う施設を含む

◎ 上記取扱いは、令和3年10月1日から適用する。ただし、障害児通所支援事業を行う施設および共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業を行うものに限る)を行う施設(表中下線)については、令和4年4月1日から適用する。